内閣官房令、内閣府令、カジノ管理委員会規則、デジタル庁令、防災庁令、総務省令、法務省令、外務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、防衛省令第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

カジノ管理委員会委員長　佐藤　隆文

総務大臣　藤井比早之

法務大臣　山下　貴司

外務大臣　茂木　敏充

財務大臣　片山さつき

文部科学大臣　関　芳弘
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
防衛大臣　小泉進次郎

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
別表（第二条関係） ［一～三十五の八　略］ 三十五の九　防災庁及び総務省 三十五の十　防災庁、総務省及び国土交通省 三十五の十一　防災庁及び文部科学省 三十五の十二　防災庁及び農林水産省 三十五の十三　防災庁及び国土交通省 ［三十六～九十三　略］	別表（第二条関係） ［一～三十五の八　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［三十六～九十三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

内閣府、デジタル庁、防災庁、復興庁、
○総務省、法務省、外務省、財務省、令第一号
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、防衛省

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）を実施するため、東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井比早之
法務大臣　山下　貴司
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　関　芳弘

厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義
防衛大臣　小泉進次郎

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則（平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三貸方科目の項中「デジタル庁」を「デジタル庁　防災庁」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。